

# 「高島に住みたい」

# を現実のものに！

## 若者の住宅確保支援制度をご利用ください

高島市では、住みやすい環境づくりのためのリフォームや新築住宅の取得など、定住住宅にかかる支援・補助制度を設けています。  
 新築や住宅リフォーム等をお考えの方は、ぜひこの制度をご活用ください。

### 家をリフォームする

#### ①住宅リフォーム補助

- 対象者  
高島市に定住される方  
・U・I・Jターナー  
・実家で定住する方  
①市内の賃貸住宅等から市内の実家に戻り定住される方  
②結婚または1年以内に結婚し、引き続き市内の実家に定住しようとする方
- 対象住宅  
対象者が所有する住宅または所有を前提とする住宅
- 対象工事  
市内業者が請け負う100万円以上のリフォーム工事
- 補助金額  
40歳未満：対象工事費の1/4（限度額50万イカ）  
40歳以上：対象工事費の1/8（限度額25万イカ）  
※地域通貨イカで5年分割均等払い

- ★他の制度と併用できます
- ・バリアフリー支援制度
  - ・耐震工事支援制度
  - ・太陽熱温水器購入助成制度
  - ・地域材活用住まい手補助



### 家を建てる

#### ②新築住宅取得補助

- 対象者  
高島市に定住される40歳未満の方
- 対象住宅  
市内業者が建築または販売する新築住宅
- 対象経費  
平成20年1月2日以降に取得した新築住宅に係る固定資産税
- 補助金額  
納付済み固定資産税（建物）の1/2（限度額5万イカ/年）  
※地域通貨イカで5年間お支払いします。

- ★他の制度と併用できます
- ・太陽熱温水器購入助成制度
  - ・地域材活用住まい手補助



### 家を貸す

#### ③空き家リフォーム補助

- 対象者  
空き家を貸し出そうとする所有者
- 対象住宅  
借り手の決まっている空き家
- 対象工事  
市内業者が請け負う100万円以上のリフォーム工事
- 補助金額  
補助金は空き家所有者に地域通貨イカで、5年分割均等払い  
・借主が40歳未満  
対象工事費の1/4（限度額50万イカ）  
・借主が40歳以上  
対象工事費の1/8（限度額25万イカ）

- ★他の制度と併用できます
- ・バリアフリー支援制度
  - ・耐震工事支援制度
  - ・地域材活用住まい手補助



※対象者や対象住宅の要件・申請手続き等詳しくは商工観光課（☎25-8514）までお問い合わせください。

## バリアフリー支援制度

※補助率は、平成21年1月現在です。

支援制度は3つあります。いずれも対象者が必要とし、業者に請け負わせて行う住宅改修が対象です。  
 ※対象となる方の状態や住宅改修の内容・金額によっては3つの制度を組み合わせる利用することが可能です（1つの制度内の事業を併用することはできません）。詳しくは担当課まで。

- ① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費：支給限度額18万円 圃長寿介護課  
介護保険の制度で要支援や要介護の状態区分の認定の方が対象です。支給限度基準額20万円以内（9割給付）  
 障害者住宅改修費給付事業（日常生活用具給付事業）：給付限度額19万円 圃障害福祉課  
下肢または体幹機能障害で、身体障害者手帳3級以上の方が対象です。
- ② 高齢者住宅小規模改修助成事業：補助率7/12（補助限度額29万1千円） 圃長寿介護課  
満65歳以上で準寝たきりおよび寝たきりに該当する方が対象です。  
 在宅重度心身障害児（者）住宅改修事業：補助率7/12（限度額29万1千円\*） 圃障害福祉課  
肢体不自由または視覚障害で身体障害者手帳1級・2級の方または療育手帳のA1・A2の方が対象です。  
\*①に該当しない方は限度額40万8千円
- ③ 高島市経済活性化支援住宅リフォーム促進事業補助金：補助率1/4（限度額50万円） 圃商工観光課  
高齢者や障害者など四肢に障害のある方が対象です。  
※市内業者が施工するもので、対象工事費100万円以上。補助金は6割現金・4割地域通貨イカで支給



## 耐震工事支援制度

昭和56年5月31日以前に着工され完成している木造軸組工法（枠組壁工法または丸太組工法、また、大臣等の特別な認定を得た工法による住宅でないもの）により建築された階数2階以下の住宅の耐震補強にかかる支援制度で、滋賀県木造住宅・バリアフリー工事講習会修了者名簿に登録された市内の業者に設計施工を請け負わせて行う耐震補強工事が対象です。支援制度は2つです。併用はできません。

**高島市木造住宅耐震・バリアフリー改修事業補助金**  
**対象工事価格で定額（限度額50万円）**  
 耐震診断の結果、総合評点0.7未満（倒壊する可能性が高い）の住宅において、改修後の総合評点を1.0以上（一応倒壊しない）にする耐震改修工事およびバリアフリー改修工事が対象。  
 ※対象工事費100万円超。 圃交通景観政策課

**高島市経済活性化支援住宅リフォーム促進事業補助金**  
**補助率1/4（限度額50万円）**  
 耐震診断の結果、総合評点1.0未満（倒壊する可能性がある）の住宅において、「基礎の補強」「壁の補強」「壁の配置」のいずれかの耐震補強で、改修工事前と比較して耐震性能が向上する耐震補強工事が対象。  
 ※市内の県名簿登録業者が設計施工するもので、対象工事費10万円以上。補助金は6割現金・4割地域通貨イカで支給。 圃商工観光課

※耐震診断は市の無料耐震診断をご利用ください。

## 太陽熱温水器購入助成制度

**購入費の1割（5万円まで）を助成**  
 高島市内に住所がある方が太陽熱温水器を購入する場合、太陽熱温水器購入費用の10分の1（上限5万円）を助成しています。  
 ※本体費用のみで工事費用は含みません。 圃環境政策課

## 地域材活用住まい手補助

**市内産木材使用で、最大60万円補助**  
 市内の事業所または施工者により、市内産木材の製材品を3立方メートル以上使用して、住宅や店舗等の新築・増築および改築工事を実施する場合、製材品1立方メートルあたり2万円・最大60万円を補助します。 圃森林水産振興課

## 高島市木造住宅耐震診断員派遣事業

**無料 木造住宅の耐震診断**  
 〔対象建物〕  
 ・昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの  
 ・延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されているもの  
 ・階数が2階以下かつ延べ面積300㎡以下のもの  
 ・木造軸組工法により建築されたもので、枠組壁工法、丸太組工法の住宅でないもの  
 ・大臣等の特別な認定を得た工法による住宅でないもの  
 圃交通景観政策課

お問い合わせは・・・  
 商工観光課 ☎(25)8514 | 交通景観政策課 ☎(22)0904  
 環境政策課 ☎(25)8123 | 障害福祉課 ☎(25)8516  
 森林水産振興課 ☎(25)8512 | 長寿介護課 ☎(22)0210